7　分析官は、命を受けて、第五項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどる。

8　地価公示推進官は、命を受けて、地価の公示の実施に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（都市防災対策企画室）

第四十六条　（略）

2　都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　都市局の所掌事務に関する国土交通省組織令第四十条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三～七　（略）

3　（略）

（新高速鉄道企画調整官）

第八十一条　幹線鉄道課に、新高速鉄道企画調整官一人を置く。

2　新高速鉄道企画調整官は、命を受けて、中央新幹線の整備その他の全国的な高速輸送体系の形成に資する幹線鉄道等の整備に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百八十人以内を置く。

2　（略）

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣　石井　啓一

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（アジア市場推進室、欧米豪市場推進室及びＭＩＣＥ推進室並びに外客受入推進官、外客誘致推進官、ＭＩＣＥ連携推進官及び相互交流促進官）	（アジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官、外客誘致推進官、ＭＩＣＥ連携推進官及び相互交流促進官）
第四条　国際観光課に、アジア市場推進室、欧米豪市場推進室及びＭＩＣＥ推進室並びに外客受入推進官一人、外客誘致推進官二人、ＭＩＣＥ連携推進官及び相互交流促進官それぞれ一人を置く。	**第四条**　国際観光課に、アジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官一人、外客誘致推進官二人、ＭＩＣＥ連携推進官及び相互交流促進官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）	2～5　（略）
6　ＭＩＣＥ推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　会議、討論会、講習会、展覧会その他これらに類する集会であって海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し（次号及び第十項において「ＭＩＣＥ」という。）の誘致に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（ＭＩＣＥ連携推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（新設）
二　ＭＩＣＥの誘致の促進による国際観光の振興に関すること。	（新設）
7　ＭＩＣＥ推進室に、室長を置く。	（新設）